

社会福祉法人若葉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若葉会の役員及び評議員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、日額報酬として5,000円を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、日額報酬として5,000円を支払うことができる。

3 第1項並びに第2項の報酬日額は、源泉処理後の金額とする。

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月24日より適用する。